

# 平成30・31年度の後期高齢者医療の 保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。平成30年度からの保険料率に変更はありませんが、賦課限度額、所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の均等割額軽減措置が変更となり、所得割額の軽減が廃止されま

改定後の保険料率に基づき、**均等割額は、7月中旬に通知予定です。**



## ●後期高齢者医療保険料の内訳

保険料額＝均等割額＋所得割額（所得×所得割率）

- ※均等割額→県内の加入者全員に等しく納めていただく金額
- ※所得割額→加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

## ●保険料率は変更ありません

平成29年度まで		平成30年度から	
均等割額	39,710円	均等割額	39,710円
所得割率	8.07%	所得割率	8.07%

## ●賦課限度額が変更になりました

賦課限度額	平成29年度まで	平成30年度から
	57万円	62万円

## ●均等割額の軽減措置

軽減割合は変更ありませんが、5割軽減および2割軽減の対象が拡大されます

世帯主及び被保険者の総所得金額等が下記の基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額	
		H29年度まで	H30年度から
基礎控除額 (330,000円)	8.5割	5,956円	5,956円
被保険者全員の所得が0円 (公的年金控除額は80万円として計算)	9割	3,971円	3,971円
基礎控除額 (330,000円) + 275,000円 ×世帯の被保険者の数	5割	19,855円	19,855円
基礎控除額 (330,000円) + 500,000円 ×世帯の被保険者の数	2割	31,768円	31,768円

参考(改正前)

- 5割軽減「基礎控除額 (33万円) + 27万円×世帯の被保険者の数」
- 2割軽減「基礎控除額 (33万円) + 49万円×世帯の被保険者の数」

## ●会社の健康保険等の被扶養者であった方の保険料軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、会社の健康保険等の被扶養者であった方は、均等割額が5割軽減され、所得割額の負担はありません(所得が少ない方については、9割または8.5割軽減となります)。

※国民健康保険と国民健康保険組合に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。

## ●所得割額の軽減見直し

特例措置であった所得割額の軽減は、制度を将来にわたって持続可能なものにしていくため、平成30年度より廃止となります。これまで軽減のなかった方と同じく、負担能力に応じた本来のご負担をお願いいたします。

## ●保険料率の算定

2年ごとに改定される保険料率は、秋田県後期高齢者医療広域連合が決定しています。町では、広域連合で決定した保険料率に基づき、保険料の通知や納付書を皆様に送付しています。今回の保険料率改定では、医療費の今後の伸びや、被保険者数の推移により算定しています。

◆問い合わせ先 秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎018-853-7155  
総務課 ☎018-838-0610

広告



医療法人 徳洲会

## ドラゴンクリニック

院長 菊地次郎

内科 循環器内科 整形外科(スポーツ整形)

【動脈硬化検査】

【心電図・血圧/24時間測定】他、**各種検査実施**



## 平成30年度の 予防接種を開始いたします。

- 高齢者肺炎球菌予防接種 (町より案内が届いた方が対象年齢です)
- 日本脳炎他各種小児予防接種



三種町浜田字上浜田1 各種予防接種も実施中ですので  
電話 85-4666 までお問い合わせください。

予め、お電話でご予約をお願いします。